

公益財団法人徳島県建設技術センター ロープワーク関連資材貸出規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人徳島県建設技術センター（以下、「センター」という。）が保有するロープワーク関連資材（以下、「資材」という。）の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(資材の種類)

第2条 貸出を行う資材の種類については、別表1のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 徳島県内で水防・防災等に関する活動支援に寄与し、原則として徳島県防災エキスパートが参加する事業を行う団体とする。

(貸出制限)

第4条 資材は次の事項に該当する場合は貸出をしない。

- (1) 営利を目的として利用するとき。
- (2) 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき。

(申請)

第5条 借用にあたっては、借用する日の1週間前までに、別紙の資材借用申請書により申請し、承諾を得るものとする。

(貸出期間及び返却)

第6条 資材の貸出期間は、原則として資材借用申請書に記載した期間とする。但し、事業の目的、内容によりセンターが必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。なお、この際の貸出期間は、貸出先との協議により決定する。

- 2 転貸は認めない。
- 3 資材の返却をセンターより求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 資材を返却するときは、点検・確認の上、現状復帰で返却することとし、センター担当者の確認を受けなければならない。
- 5 貸出期間に関わらず、資材を必要としなくなった時は、速やかに返却すること。

(費用の負担)

第7条 資材の貸出費用は無料とする。また、運搬に要する費用は、すべて貸出先の負担とする。

(弁償)

第8条 貸出先は資材を故意または過失により紛失・破損したときは、直ちに、センターに報告し、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(免債事項)

第9条 貸出資材による怪我若しくは事故等並びに資材の盗難若しくは損害等について、センターは一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第10条 貸出先は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 資材を大切に扱うこと。
- (2) 資材を使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 資材の使用による事故があった場合は、直ちにセンターに報告すること。
- (4) 資材の使用による活動を様式によりセンターに報告すること。

(附則)

この規約は、令和元年7月3日から施行する。